

証券コード：6928
平成28年6月7日

株主各位

山梨県上野原市上野原8154番地19

株式会社 エノモト

代表取締役社長 武内延公

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役1名選任の件
 - 第5号議案 監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.enomoto.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、先進国向け輸出の持ち直しや大企業の設備投資等を要因として、緩やかな回復軌道を描いていくものと期待しておりました。しかしながら、年初来の円高と株安が消費者マインドの悪化を招き、総じて景気停滞感の漂う中での推移となりました。

海外におきましては、アメリカ経済の雇用環境改善に伴う個人消費の順調な回復が見られ、製造業においても持ち直しの動きが強くなるなど、概ね回復基調で推移しました。また、ヨーロッパ経済においても、ドイツやイギリス等では、個人消費を下支えとした回復が継続しております。一方、中国経済においては、特に個人消費・民間投資の面での減速が顕著となっております。改善の目途が立たない状況にあります。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、スマートフォンが当業界のけん引役の一端を担ってきましたが、2015年秋発売のハイエンドモデルの減産が続き、成長の鈍化が懸念されております。

また、自動車向け部品につきましては、自動車の電装化率の上昇により、1台当たりの電子部品の使用量は増加しておりますが、販売台数の伸びは当社の期待値には及びませんでした。

このような状況下、当社グループは、徹底的な業務の見直しによる効率化と更なる技術の研鑽により、高付加価値製品の開発に積極的な投資を進めて参りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は191億3千5百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。一方、営業利益は7億8千1百万円（同25.6%減）、経常利益は7億9千9百万円（同25.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億8千万円（同59.5%減）となりました。

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

前連結会計年度より当社グループの業績は回復基調に転じ、当連結会計年度におきましては、提出会社単体でも株主の皆様への配当が可能となる水準の内部留保を確保できました。当連結会計年度の中間配当は無配とさせていただきますが、期末配当におきましては、当連結会計年度の業績と配当性向を総合的に鑑み1株当たり6円とさせていただきます。従いまして、当連結会計年度の1株当たり年間配当金は6円となります。引き続き全社一丸となり業績の向上と経営基盤の強化を目指しなお一層努力して参る所存でございますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

製品群別の業績は、次のとおりであります。

ＩＣ・トランジスタ用リードフレーム

当製品群は、自動車向け、民生用機器向けが主なものであります。自動車部品の電装化率の上昇により、受注が増加いたしました。その結果、当製品群の売上高は73億6千2百万円（前連結会計年度比21.8%増）となりました。

オプト用リードフレーム

当製品群は、LED用リードフレームが主なものであります。中国市場向けの大型ディスプレイ用部品の受注が、大幅に予測を下回りました。その結果、当製品群の売上高は28億8千7百万円（同22.3%減）となりました。

コネクタ用部品

当製品群は、スマートフォン向け、デジタル家電向けが主なものであります。特に、ハイエンドスマートフォン向け部品が中心であります。販売規模は期待値に達しませんでした。その結果、当製品群の売上高は82億2千1百万円（同1.6%減）となりました。

その他

その他の製品群としては、リレー用部品が主なものであります。当製品群の売上高は6億6千3百万円（同15.8%減）となりました。

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※ 記載比率は、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、13億4千1百万円であります。これは既存工場の機械装置・金型が主なものであります。

③ 資金調達の状況

非経常的かつ重要なものはありません。なお、当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び長期借入金で賄っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (自 平成24年 4月1日) (至 平成25年 3月31日)	第 48 期 (自 平成25年 4月1日) (至 平成26年 3月31日)	第 49 期 (自 平成26年 4月1日) (至 平成27年 3月31日)	第 50 期 (自 平成27年 4月1日) (至 平成28年 3月31日) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	16,405,202	17,563,071	18,903,259	19,135,159
親会社株主に帰属 する当期純損益 (千円)	△1,300,039	△713,999	1,189,706	480,894
1株当たり当期純損益 (円)	△84.81	△46.58	77.63	31.38
総 資 産 (千円)	18,496,509	19,089,827	21,532,634	19,944,770
純 資 産 (千円)	9,219,421	9,618,873	11,894,205	11,983,917

(注) 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資 比率 (%)	主 な 事 業 内 容
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	350,000千 フィリピンペソ	100	金属プレス品・射出成形 品の製造販売
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	88,000千 香港ドル	100	金属プレス品・射出成形 品の販売
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	14,500千 米ドル	(100)	金属プレス品・射出成形 品の製造販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有の割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、ENOMOTO PRECISION ENGINEERING(S)Pte.Ltd.は、清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、その経営理念である『経営の中心は人であり、健全なものづくりを通じて、豊かな社会の実現に貢献する。』を礎として、絶えず顧客に信頼される製品を提供し、新製品の開発を行い、この事業を通じて会社の繁栄と社会の発展の一致を期すことを目指しております。また、取引先及び従業員などのステークホルダーの信頼と理解を基礎とし、協力的気風を培い総力を結集して、企業としての安定性、成長性、収益性を高めることを重視しており、激しい国際競争が深まる中、いかなる事態にも迅速に対応でき得る強固な経営基盤を確立し、企業価値の最大化を目指し鋭意努力する所存であります。

今春、2016年度から2020年度の5年間に当社グループの事業運営の指針となる、中期経営計画を新たに策定いたしました。新しい中期経営方針としては『新たな価値の創造～他社が真似のできないものづくりを迫及する～』を掲げました。これは、これまで5年間にわたり運用して参りました旧中期経営方針の主要テーマを維持しながら、当社が培ってきた技術力を最大限に活用し、更に上のステージへ踏み出していくための決意を込めたものとなっております。

そうした中、当社グループが対処すべき課題としては、下記の4点であると認識しております。

① 人材確保と育成

当社グループの経営理念にもありますとおり『経営の中心は人』であり、培ってきた技術力の継承と発展を担う、特に若い世代の技術者の確保と育成は恒久的な課題であります。国内外を問わず、様々な募集活動による、より幅広い人材の確保と、社内外の研修やOJT教育を組み合わせた育成により、対処して参ります。

② 新たな分野へのアクション

当社グループは、従前の事業のカテゴリーに囚われず、技術力や生産能力を生かせる分野への進出と、その準備について積極的に取り組んで参ります。

③ 生産効率の向上

従前より取り組んで参りました、製造工程の改革を継続いたします。特に、効率化・自動化・省人化の推進に重点を置き、生産コストの一層の削減を目指して参ります。

④ 海外生産の拡大

昨年、新たにカビテ第2工場が竣工いたしました、ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.を中心に、生産拠点の海外移転を推進し、生産の効率化と顧客サービスの充実を図って参ります。

また、経営方針の初年度にあたる2016年度の経営重点課題としては、【現状打破】を掲げました。旧来の技術・事業分野・慣習・体質等に囚われず、経営資源の有効活用及び、効率化を促進加速することにより、新たなビジネスモデルの確立を図り、更に上のレベルの経営品質を目指して参ります。

(5) **主要な事業内容** (平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社3社で構成され、各種電子部品のプレス加工品及び射出成形加工品の製造販売を主な事業としております。

(6) **主要な営業所及び工場** (平成28年3月31日現在)

株式会社エノモト	当 社	本 社	山 梨 県 上 野 原 市
		本 社 工 場	山 梨 県 甲 州 市
		津 軽 工 場	青 森 県 五 所 川 原 市
		岩 手 工 場	岩 手 県 上 閉 伊 郡 大 槌 町
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	子 会 社	本 社	フィリピン共和国カビテ州
		工 場	フィリピン共和国セブ州
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国香港特別行政区九龍
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国広東省中山市

(注) 平成27年10月1日付で、塩山工場と上野原工場を統合し、本社工場としております。

(7) **使用人の状況** (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,008名	1名増

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数には、臨時雇用者数(504名)は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
425名	6名増	42.2歳	19.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、関係会社への出向者(15名)は含まれておりません。
2. 使用人数には、臨時雇用者数(88名)は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	1,096,920千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 37,600,000株
- ② 発行済株式の総数 15,348,407株
- ③ 株主数 1,521名
- ④ 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ ノ モ ト 興 産	2,000千株	13.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,231	8.0
有 限 会 社 エ ム エ ヌ 企 画	1,098	7.1
榎 本 保 雄	590	3.8
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	453	2.9
エ ノ モ ト 従 業 員 持 株 会	404	2.6
櫻 井 宣 男	234	1.5
榎 本 信 雄	231	1.5
榎 本 貴 信	224	1.4
櫻 井 妙 子	220	1.4
榎 本 寿 子	220	1.4

（注）持株比率は自己株式（25,584株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武 内 延 公	ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. (董事長) ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd. (董事長)
常務取締役	伊 藤 一 恵	
取 締 役	櫻 井 宣 男	ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. (代表取締役社長)
取 締 役	小 澤 志 郎	津軽工場長
取 締 役	白 鳥 誉	本社工場長
取 締 役	成 田 幸 則	ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd.(董事総経理)
取 締 役	倉 田 明 保	
常勤監査役	土 屋 義 夫	
監 査 役	平 井 雅 規	税理士 株式会社ワンプリッジ社外監査役
監 査 役	佐 藤 益 男	

- (注) 1. 取締役倉田明保氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役土屋義夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 監査役平井雅規氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役倉田明保氏並びに監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役倉田明保氏並びに監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当事業年度中における監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
平 井 雅 規	監査役 税理士	監査役 税理士 株式会社ワンプリッジ社外監査役	平成27年8月20日

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち社 締 外 取 締 役 役)	7名 (1)	80,289千円 (4,500)
監 (うち社 査 外 監 査 役 役)	4 (2)	12,240 (9,840)
合 計	11	92,529

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額160百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額18百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、退任監査役1名に対し退職慰労金4,900千円を支給しております。
6. 平成27年6月26日開催の第49回定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は以下のとおりであります。
- ・取締役6名 108,876千円
 - ・監査役2名 4,000千円 (うち社外監査役2名 4,000千円)

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役平井雅規氏は、株式会社ワンブリッジの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
- ・取締役倉田明保氏は、当社の特定関係事業者である株式会社山梨中央銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	倉 田 明 保	平成27年6月26日就任以降当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	土 屋 義 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席しており、主に金融機関における業務執行者としての経験及び幅広い見識から発言を行っております。
監 査 役	平 井 雅 規	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,300 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29,300 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
イ. 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
ロ. 処分内容
3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
ハ. 処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当
- ⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。なお、当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、上記体制を定めた基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業倫理行動指針」を定め、コンプライアンスに対する考え方、行動基準を明確化し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、企業倫理の浸透及びコンプライアンス体制の維持・向上に努める。

取締役の職務執行状況については、「取締役会規程」に基づき、取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

使用人の業務執行状況については、業務執行部門から独立した内部監査委員会が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門、経営層及び監査役に適宜報告する。

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、従業員等から通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規定及び法令に基づき作成・保存・管理するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できるものとする。

また、取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が行う。

リスク管理委員会は、本社に事務局を設置し、部門横断的なリスク状況の監視及び対応を行うとともに、個別業務ごとに設置された委員会等や関係会社ごとに任命したリスク管理責任者と緊密に連携する体制を整える。リスク管理委員会は内部監査委員会と連携し、全体のリスク管理状況を掌握し、その結果を取締役に報告する。

また、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針・マニュアルを整備するとともに、全ての役職者にリスク管理能力を高めるための研修等を実施し、リスクによる損失を最小限度に抑える体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会により、当社グループの中長期経営計画の策定、各部門の年度目標、予算の設定を行う。

- b. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会を原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「取締役会規程」に定めた重要事項の決議と取締役の職務の執行状況の監督を行う。
 - c. 経営会議を設置し、当社グループの経営戦略等の業務執行上の重要事項について、十分な検討・審議を行う。
- ホ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループとしての規範、規則を「関係会社管理規程」として整備し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - b. 子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - c. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- ヘ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係る内部統制が有効適切に機能する体制の整備を実施するとともに、その運用状況について継続的に評価し必要な措置を行うものとする。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
 - b. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
 - c. 当該使用人の監査役補助に関する職務遂行については、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
 - d. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役補助に関する職務遂行を優先するものとする。
- チ. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役及び使用人は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項を適時適切な方法により監査役に報告するものとする。
 - b. 監査役はいつでも必要に応じて、グループ会社の取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができるものとする。

- c. 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
- リ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、報告をした者が報告したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないように「内部通報規程」を制定し、その防止を図るものとする。
- ヌ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求について、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - b. 監査役は、内部監査委員会と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査委員に調査を求める。
 - c. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ヲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
 - a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「企業倫理行動指針」に、反社会的な活動や勢力とは、一切の関係を遮断し、毅然とした態度で臨むことを徹底し、公正・透明・自由な競争を尊重し、適正・健全な取引を行うことを定め、これを基本的な考え方とする。
 - b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - i) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
経営企画部を対応統括部署とし、リスク管理委員会と連携して対応する。また、各事業所には不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対応できる体制にする。
 - ii) 外部専門機関との連携状況
警察、顧問弁護士等との連携を常に密にし、有事において適切な相談・支援が受けられる体制を整備する。
 - iii) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
反社会的勢力に関する情報は経営企画部に集約され、一元的に管理される。また、その情報は、全社で共有する。

iv) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力の排除については、「企業倫理行動指針」をはじめ、「コンプライアンス規程」「販売管理規程」「購買管理規程」に定めるとともに、具体的な対応要領を作成し社内へ周知・徹底をする。

v) 研修活動の実施状況

不当要求防止責任者は定期的に外部専門機関等の講習を受講し、情報の収集や対処法の取得をする。また、当社では「企業倫理行動指針」の徹底を図るため、毎年、全従業員に対し教育研修を実施する。反社会的勢力への対応は企業倫理上も重要な項目と位置づけ、教育研修プログラムに組み入れ、知識及び意識の向上に努める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

イ. コンプライアンスに関する取組み

当社は、朝礼や社内報等を通じ当社従業員に対し定期的にコンプライアンス教育を実施しております。また、全従業員が「経営理念」、「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等を理解し遵守する旨の宣誓書を提出しました。

その他、「内部通報規程」に基づき設置している従業員相談窓口からの通報により、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努めており、その運用状況等は社長を委員長とする「リスク管理委員会」に定期的に報告しております。

ロ. リスクマネジメントに関する取組み

当社は、原則月1回開催の「リスク管理委員会」において、「リスク管理規程」に基づきリスク調査及び分析を行い、経営への影響度に応じ関係部署あるいは全社へ展開し、対策を実施しております。

ハ. 内部監査体制及び財務報告に係る信頼性の確保に関する取組み

当社は、社外取締役を委員長とする「内部監査委員会」を設置しており、「内部監査規程」に基づく内部監査計画に従い、内部監査委員によるウォークスルー監査を実施し、業務プロセスの継続的見直しを実施しつつ、従業員に対し内部統制システムの重要性和遵守教育を実施しております。また、「コントロール自己評価規程」に基づき、業務プロセスの担当者が当社の内部統制を日常的にモニタリングし、「リスク管理委員会」と連携しつつその妥当性評価及びプロセスの改善を適宜実施しております。

また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

ニ. 業務執行の適正の確保に関する取組み

当社は、原則月1回及び臨時に開催の取締役会において、法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役及び部長による「経営会議」を通じ、取締役会において決定した方針の効果的な執行を図っております。

ホ. 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社監査役は、原則月1回及び臨時に開催の監査役会において、監査に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役会及びその他重要な会議への出席並びに個別のヒアリングや重要書類の閲覧を通じ、業務執行の状況を把握し、監査の実効性の確保を図っております。

ヘ. 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

子会社は、当社取締役が子会社の社長を兼務しており、定例の取締役会及び「関係会社管理規程」に基づく申請・報告を行う体制としているほか、当社役員及び内部監査委員会等が定期的に監査・指導を行っております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,157,505	流 動 負 債	6,663,822
現金及び預金	1,972,901	支払手形及び買掛金	4,092,933
受取手形及び売掛金	4,494,205	短期借入金	1,498,482
たな卸資産	2,526,130	未払法人税等	132,509
繰延税金資産	13,747	賞与引当金	202,000
未収入金	105,457	その他	737,896
その他	46,897	固 定 負 債	1,297,030
貸倒引当金	△1,834	長期借入金	306,080
固 定 資 産	10,787,264	繰延税金負債	301,837
有 形 固 定 資 産	9,604,404	退職給付に係る負債	145,758
建物及び構築物	3,119,393	役員退職慰労引当金	112,876
機械装置及び運搬具	3,141,441	その他	106,562
工具、器具及び備品	299,640	再評価に係る繰延税金負債	323,915
土地	2,999,326	負 債 合 計	7,960,852
建設仮勘定	44,602	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	100,252	株 主 資 本	11,492,685
投資その他の資産	1,082,607	資 本 金	4,149,472
投資有価証券	737,838	資 本 剰 余 金	4,459,862
退職給付に係る資産	134,860	利 益 剰 余 金	2,893,296
繰延税金資産	24,552	自 己 株 式	△9,945
その他	218,055	その他の包括利益累計額	491,231
貸倒引当金	△32,700	その他有価証券評価差額金	42,955
資 産 合 計	19,944,770	土地再評価差額金	△327,164
		為替換算調整勘定	782,463
		退職給付に係る調整累計額	△7,022
		純 資 産 合 計	11,983,917
		負 債 純 資 産 合 計	19,944,770

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,135,159
売上原価	16,484,869
売上総利益	2,650,290
営業外収益	1,869,171
営業外費用	781,119
受取利息	7,827
受取配当	6,090
受取賃料	68,156
受取その他	18,511
支払利息	31,729
支払売却却損	17,304
支払租課費	4,159
支払減価償却費	9,589
支払その他	14,499
経常利益	4,793
特別利益	82,076
固定資産売却益	22,836
固定資産売却崩損	44,017
固定資産売却損失	12,536
固定資産除損	21,821
固定資産減損	282,277
税金等調整前当期純利益	316,635
法人税、住民税及び事業税	197,888
法人税等調整額	△128,935
当期純利益	549,848
親会社株主に帰属する当期純利益	68,953
	480,894
	480,894

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,149,472	4,459,862	2,250,279	△9,720	10,849,894
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					－
親会社株主に帰属する 当期純利益			480,894		480,894
自己株式の取得				△225	△225
土地再評価差額金の取崩			162,122		162,122
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	643,017	△225	642,791
当連結会計年度末残高	4,149,472	4,459,862	2,893,296	△9,945	11,492,685

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	104,754	△181,237	961,279	159,514	1,044,311	11,894,205
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						－
親会社株主に帰属する 当期純利益						480,894
自己株式の取得						△225
土地再評価差額金の取崩						162,122
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△61,799	△145,926	△178,816	△166,537	△553,079	△553,079
当連結会計年度変動額合計	△61,799	△145,926	△178,816	△166,537	△553,079	89,712
当連結会計年度末残高	42,955	△327,164	782,463	△7,022	491,231	11,983,917

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.
ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd.
ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd.

なお、当連結会計年度において連結子会社でありました ENOMOTO PRECISION ENGINEERING (S) Pte.Ltd.は清算したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ENOMOTO LAND CORPORATION
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 ENOMOTO LAND CORPORATION
- ・持分法の適用から除いた理由 上記持分法不適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.、ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd.、ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であり連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブ 時価法

ハ. たな卸資産

- ・製品・仕掛品（プレス製品及び金型用量産部品）・原材料

……………主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・仕掛品（金型及び装置）・貯蔵品（金型修理用パーツ）

……………主に個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・貯蔵品（金型修理用パーツを除く）

……………主に最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産は除く）

当社は定率法（当社の金型については、生産高比例法）、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～35年
機械装置及び運搬具	4～11年

ロ. 無形固定資産（リース資産は除く）

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建売上債権及び借入金

ハ. ヘッジ方針

当社は、為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、それ以外の為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を実施しており、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、特例処理を採用しておりますので有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	2,711,017千円
投資有価証券	16,619千円
計	2,727,636千円

上記の物件は、短期借入金531,000千円及び長期借入金(1年内返済予定含む) 665,920千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,620,920千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

なお、当連結会計年度において遊休の土地を一部減損等したため、当該評価額に係る繰延税金負債80,710千円を取崩し、土地再評価差額金162,122千円は当連結会計年度末に取崩したものとみなして利益剰余金に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額

△960,774千円

上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち賃貸等不動産に関するものについては△449,566千円含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,348千株	－千株	－千株	15,348千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月29日開催の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 91,936千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当金額 6.00円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

〔(2) 金融商品の時価等に関する事項〕におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*)	時価 (千円) (*)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,972,901	1,972,901	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,494,205	4,494,205	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	318,091	318,091	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,092,933)	(4,092,933)	—
(5) 短期借入金	(1,138,642)	(1,138,642)	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定含む）	(665,920)	(665,281)	(638)
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は、次のとおりです。

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	204,865	270,723	65,857
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	51,861	47,368	△4,492
合計		256,726	318,091	61,364

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)ロ、参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(7) デリバティブ取引

イ. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ロ. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	100,000	40,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額419,746千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,969,693
受取手形及び売掛金	4,494,205
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	6,463,899

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

単位：千円

区 分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	359,840	206,400	99,680	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、山梨県その他の地域において、賃貸用の工業・商業施設（土地を含む。）を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は44,067千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、減損損失は280,000千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,167,115	△377,317	1,789,798	1,252,844

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の主な減少額は、土地・建物の売却(73,786千円)及び減損損失(280,000千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	782円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円38銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 追加情報

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,964,454	流 動 負 債	4,288,166
現金及び預金	1,244,304	支払手形	89,870
受取手形	699,300	買掛金	2,435,215
売掛金	1,427,835	短期借入金	531,000
製品	331,832	1年内返済予定長期借入金	359,840
仕掛品	755,249	未払金	148,065
原材料及び貯蔵品	459,719	未払法人税等	83,219
前払費用	23,456	前受金	16,824
その他	24,691	預り金	24,119
貸倒引当金	△1,935	前受収益	5,806
固 定 資 産	9,302,098	賞与引当金	202,000
有 形 固 定 資 産	5,816,377	その他の負債	392,205
建物	1,399,566	固 定 負 債	792,007
構築物	23,099	長期借入金	306,080
機械及び装置	1,436,180	繰延税金負債	49,136
車両運搬具	6,055	役員退職慰労引当金	112,876
工具、器具及び備品	63,001	再評価に係る繰延税金負債	323,915
土地	2,860,633	負 債 合 計	5,080,174
建設仮勘定	27,842	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	36,267	株 主 資 本	9,470,586
ソフトウェア	36,267	資 本 金	4,149,472
投資その他の資産	3,449,452	資 本 剰 余 金	4,459,862
投資有価証券	321,507	資 本 準 備 金	4,459,862
関係会社株式	2,896,591	利 益 剰 余 金	871,197
前払年金費用	102,422	利 益 準 備 金	181,507
長期前払費用	1,393	その他利益剰余金	689,690
その他	160,239	繰越利益剰余金	689,690
貸倒引当金	△32,700	自 己 株 式	△9,945
資 産 合 計	14,266,552	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△284,208
		その他有価証券評価差額金	42,955
		土地再評価差額金	△327,164
		純 資 産 合 計	9,186,377
		負 債 純 資 産 合 計	14,266,552

損 益 計 算 書

(平成27年 4月1日から
平成28年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,787,405
売上原価	9,397,495
売上総利益	1,389,909
販売費及び一般管理費	1,042,532
営業利益	347,376
営業外収益	185,449
営業外費用	94,252
経常利益	438,573
特別利益	
固定資産売却益	12,831
関係会社清算益	479,069
特別損失	
固定資産売却損	1,501
固定資産除却損	9,051
減損損	282,277
税引前当期純利益	637,645
法人税、住民税及び事業税	108,000
法人税等調整額	△132,123
当期純利益	661,769

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当事業年度期首残高	4,149,472	4,459,862	4,459,862	181,507	△134,201	47,305	△9,720	8,646,920	
当事業年度中の変動									
剰余金の配当								—	
当期純利益					661,769	661,769		661,769	
自己株式の取得							△225	△225	
土地再評価差額金の取崩					162,122	162,122		162,122	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	823,891	823,891	△225	823,666	
当事業年度末残高	4,149,472	4,459,862	4,459,862	181,507	689,690	871,197	△9,945	9,470,586	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 金 差	評 価 差 額	換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	104,754		△181,237	△76,482	8,570,437
当事業年度中の変動					
剰余金の配当					—
当期純利益					661,769
自己株式の取得					△225
土地再評価差額金の取崩					162,122
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△61,799		△145,926	△207,725	△207,725
当事業年度中の変動額合計	△61,799		△145,926	△207,725	615,940
当事業年度末残高	42,955		△327,164	△284,208	9,186,377

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式
- ・その他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ等

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

- ・製品・仕掛品（プレス製品及び金
型用量産部品）・原材料

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品（金型及び装置）・貯蔵品
（金型修理用パーツ）

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品（金型修理用パーツを除く）

……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（金型については生産高比例法）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	7～35年
機械及び装置	4～11年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末においては前払年金費用として投資その他の資産に表示しております。

③ 退職給付引当金

- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建売上債権及び借入金

当社は、為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、それ以外の方替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を実施しており、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、特例処理を採用しておりますので有効性の評価を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	2,711,017千円
投資有価証券	16,619千円
計	2,727,636千円

上記の物件は、短期借入金531,000千円及び長期借入金665,920千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,140,914千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対して次のとおり保証を行っております。

223,888千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	112,082千円
② 短期金銭債務	17,824千円

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

なお、当事業年度において遊休の土地を一部減損等したため、当該評価額に係る繰延税金負債80,710千円を取崩し、土地再評価差額金162,122千円は当事業年度末に取崩したものとみなして繰越利益剰余金に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額 $\triangle 960,774$ 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	422,260千円
② 仕入高	135,032千円
③ 営業取引以外の取引高	999,196千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
貸付資産	上野原市	建物、土地	280,000千円
プレス用金型	甲州市	工具、器具及び備品	2,277千円

当社は、事業損益単位を基準に資産のグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産などは、個別の資産グループとして取り扱っております。

事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産及び土地の時価の下落が著しい物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。減価償却の方法に生産高比例法を採用するプレス用金型について、将来の使用見込みが大幅に減少したものの発生した損失を計上したものであります。

回収可能価額は正味売却価額及び、使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等により評価し、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株数
普通株式	25千株	0千株	－千株	25千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,443千円
賞与引当金	60,600千円
未払事業税	11,299千円
役員退職慰勞引当金	33,862千円
投資有価証券評価損	4,278千円
繰越欠損金	864,549千円
棚卸資産	7,491千円
減価償却費	701千円
減損損失	75,650千円
その他	3,439千円
小計	1,072,315千円
評価性引当金	△1,072,315千円
合計	－千円
繰延税金負債	
前払年金費用	30,726千円
其他有価証券評価差額金	18,409千円
合計	49,136千円
繰延税金資産の純額	△49,136千円
再評価に係る繰延税金負債	323,915千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ENOMOTO PRECISION ENGINEERING (S) Pte.Ltd.	所有直接100	当社製品の販売、外注加工	清算配当の受取(注5)	897,069	-	-
子会社	ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	所有直接100	当社製品の販売、外注加工、債務保証、固定資産の譲渡	製品の販売(注1)	276,003	売掛金	72,386
				外注加工委託(注2)	52,840	「流動負債」その他	7,306
				固定資産譲渡(注1)	2,677	-	-
				配当の受取(注3)	29,273	-	-
				債務保証(注4)	153,888	-	-
子会社	ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd.	所有直接100	当社製品の販売、外注加工、固定資産の譲渡	製品の販売(注1)	146,257	売掛金	32,854
				外注加工委託(注2)	82,192	「流動負債」その他	10,518
				配当の受取(注3)	70,176	-	-
				債務保証(注4)	70,000	-	-

- (注) 1. 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
3. 受取配当金については、当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
4. 銀行借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
5. ENOMOTO PRECISION ENGINEERING (S) Pte.Ltd.については、当事業年度において清算終了しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 599円52銭
(2) 1株当たり当期純利益 43円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 エノモト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正 成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エノモトの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 エノモト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞
社 業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正 成 ㊞
社 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エノモトの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、毎月、子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部監査システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて進捗状況等について説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社エノモト 監査役会

常勤監査役	土屋義夫	ⓐ
監査役	平井雅規	ⓑ
監査役	佐藤益男	ⓒ

(注) 監査役の土屋義夫及び平井雅規は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円

総額 91,936,938円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施したく存じます。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて配分いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

3,760,000株

5. その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続きの必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款の一部を変更するものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,760</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>376</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第42条 (条文省略)	第9条～第42条 (現行どおり)
<u>(新 設)</u>	<u>附 則</u> 第6条及び第8条の効力発生日は、平成28年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。 なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

第4号議案 取締役1名選任の件

当社は、今後の更なる事業基盤の拡充、企業価値の向上を目指すべく、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます取締役の任期は、当社定款第21条の規定により在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
クシマミツヒロ 久嶋光博 (昭和39年1月22日生)	昭和63年6月 当社入社 平成19年4月 経営企画室長 平成21年4月 経営企画部長(現在に至る)	6,000株

(注) 1. 久嶋光博氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役土屋義夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ツチヤ 土屋 義夫 (昭和28年4月13日生)	昭和51年4月 株式会社山梨中央銀行入行 平成9年4月 同行 営業統括部営業企画グループ主任調査役 平成14年4月 同行 上野原支店長 平成19年6月 同行 執行役員 柳町支店長 平成22年6月 山梨中銀ディーシーカード株式会社 取締役社長 平成26年6月 同社 取締役社長退任 平成26年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土屋義夫氏は社外監査役候補者であります。
3. 土屋義夫氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験及び見識から、監査役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、社外役員を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割を期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、個別の選任にあたっては東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に判断しております。
- 土屋義夫氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことから東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認されました場合には引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は土屋義夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、土屋義夫氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の中長期的な発展と役員報酬の連動性を高めることを目的として役員報酬制度の見直しを行い、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることといたしました。と存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役(社外取締役を除く)は6名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から7名となります。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数 5,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式500,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

また、本定時株主総会において、第2号議案「株式併合の件」及び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力発生後は、目的となる株式の種類及び数は当社普通株式50,000株を1年間の上限とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は10株といたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

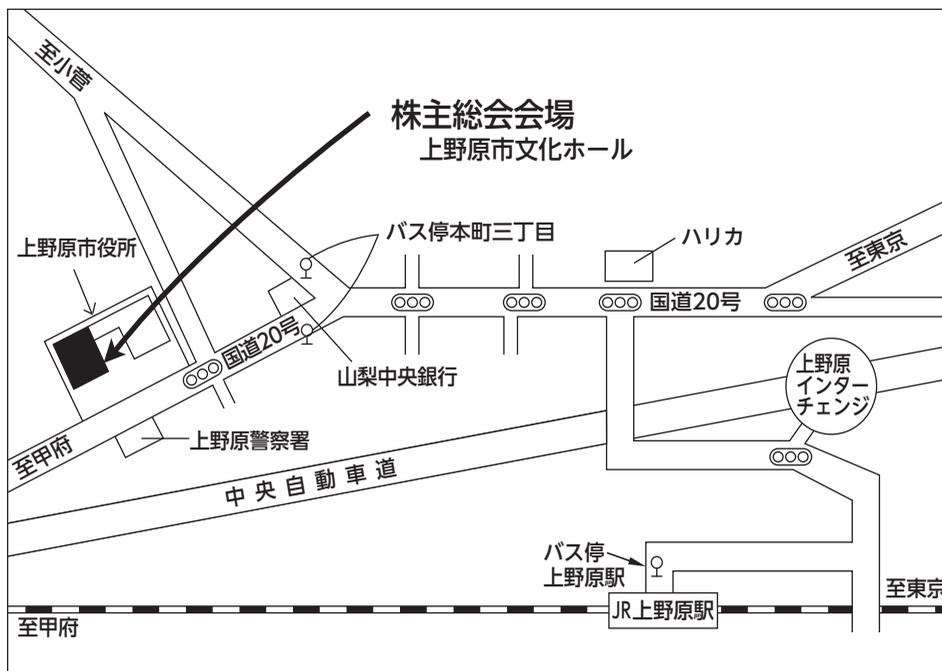
(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール
T E L 0554-62-3111 (代表)



交通

JR中央本線上野原駅下車、上野原駅から本町三丁目までバス約10分、本町三丁目停留所から徒歩約5分

※駐車場が狭いため車でのご来場は極力ご遠慮ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。